

市政ニュース 速報版

2014年8月5日 日本共産党 岡山市議団 NO.183
岡山市北区大供1-1-1 086-803-1707

“学童保育基準条例”案にご意見をお寄せください

岡山市は、9月議会で学童保育（放課後児童健全育成事業）の設備や運営に関する基準を定める条例を作ろうとしており、「条例案の概要」について、市民の意見を聞くパブリックコメントを募集しています。（募集期間：8/13必着）

学童保育の基準に関する条例は、今回初めてつくられます。子ども、保護者、職員、地域にとってより良いスタートとなるよう、ぜひみなさんからの積極的なご意見募集をお待ちしています。条例案のいくつかのポイントと意見文例を紹介しますので、ご参考にしてください。

今回の条例
・基準化でどうなる？

やっと国が動き、基準・条例化へ 質的向上のチャンス！

- ①理念をはっきり明記させることで、市内どの学童保育に通っても同じ処遇を保たせることができる
- ②市としての最低基準を定めることで質的向上ができる
対象年齢、面積・設備、職員体制などを定める
- ③市が実施主体となる！

項目	岡山市条例案のポイント	意見の文例
全体	ほぼ厚労省令の引き写しで、国が示した基準より高くなっていない	・憲法や『子どもの権利条約』の理念を踏まえることを明記してほしい
	条例の基準を満たせばどんな事業者でも参入可能	・採算優先でいつ撤退するかわからない営利企業は参入させるべきでない
設備	面積：1人あたりおおむね1.65㎡ ※保育園では…2歳以上児1.98㎡	・保育園基準より狭い基準！園児より体の大きく運動量も多い小学児童の実態をふまえた基準にすべき ・面積基準を定めるのは必要だが、その一方でそれを理由にした入所制限が行われないう、必要量の確保に市として責任持つべき
	部屋面積以外は具体的な規定なし	・「静養室」をはじめ、児童の遊びと生活に必要な設備を具体的に挙げ、市として設置のための方針を持つべき
職員	指導員は2人以上、うち1名以上は保育士等有資格者	・児童の安全やそれぞれの発達段階への配慮などから「有資格者2名以上」を最低限とし、向上を図ること
その他	今回のパブリックコメント募集の資料そのものが分かりにくい	・市民にとって、条例の内容や全体像が十分伝わるものにしてほしい

